

○財務省告示第五十二号

旧軍関係債権の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十七号）第一条第二項の規定に基づき、旧軍関係債権の納付期限を延期し、又は分割して納付させる場合の利息の率を定める件（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十八号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月十日

財務大臣 麻生 太郎

「年五パーセント」を「年三パーセント」に改める。